

# 本センターの 認証評価の概要

- 1 本センターの認証評価の理念と特徴
- 2 認証評価制度の背景と課題
- 3 重視される内部質保証活動
- 4 何を自己点検評価するのか



一般財団法人 大学教育質保証・評価センター  
事務局長 中田 晃

21/6/11 17時3分

## はじめに 国の政策動向

文部科学省説明資料(R3.06.11)より

### 第10期中央教育審議会大学分科会質保証システム部会について（令和2年7月～）

- 【検討の背景】
- 18歳人口の減少、産業構造の変化など、我が国の社会・経済環境が大きく変化していく中で、大学教育に対する期待は高まっており、**大学が特色を発揮し、その変化に対応して大学教育を向上していくことが必要**である。
  - 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）では、高等教育の**学修者本位の教育への転換の必要性**が指摘されるとともに、その**教育の質保証の在り方を見直す必要**があるとされている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学教育は抜本的な変化が求められ、**新たな在り方に向けた大きな転換期**を迎えている。
  - 本部会では、大学の将来像を見据え、平成15年度以降、国の事前規制から大学セクターによる事後チェックへと大きく転換した**現行の質保証の仕組みの検証**を行うとともに、**時代に即した質保証の在り方や大学設置基準の抜本的な見直しなど**について審議を行う。

- 検討の視点
- Society5.0やニューノーマルなど将来を見据えた大学像
  - グローバルな社会における我が国の大学の国際通用性
  - 大学に対する社会の信頼を確保するための最低限の質保証
  - 実効的かつ効率的な質保証の仕組みの在り方

#### 論点

- ✓ 質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について
- ✓ 大学設置基準・設置認可審査の在り方について
- ✓ 認証評価制度の見直しと大学における内部質保証について
- ✓ 情報公開の在り方について
- ✓ 大学等の質保証に資する定員管理の在り方について
- ✓ 質保証を支える人材の育成について
- ✓ オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴う質保証の在り方について
- ✓ その他、質保証システムの見直しに資する重要な論点について

#### 質保証システム部会委員一覧

（令和2年10月1日時点※）

- ◎ 吉岡 知哉 独立行政法人日本学生支援機構理事長  
○ 日比谷潤子 学校法人聖心女子学院常務理事、前国際基督教大学学長  
永田 恭介 筑波大学学長  
浅田 尚紀 奈良県立大学学長  
飯吉 透 京都大学高等教育研究開発推進センター長・教授  
杉谷祐美子 青山学院大学教育人間科学部教授  
瀧澤美奈子 科学ジャーナリスト  
谷本 和子 関西外国語大学短期大学部副学長  
土屋恵一郎 元明治大学学長、千葉工業大学特任教授  
長谷川知子 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事・SDG s 本部長  
濱中 淳子 早稲田大学教育・総合科学学術院教授  
古沢由紀子 読売新聞東京本社編集委員  
宮内 孝久 神田外語大学学長  
大森 昭生 共愛学園前橋国際大学学長  
小林 浩 リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長  
林 隆之 政策研究大学院大学教授  
前田 早苗 千葉大学国際教養学部教授  
吉見 俊哉 東京大学大学院情報学環教授 ◎：部会長、○：副部会長

（これまでの状況）

・関係団体等からのヒアリングを実施するとともに、質保証システムの全体像の中で、質を保証するための基準や観点、仕組み等について審議。

※第10期中央教育審議会委員の任期は令和3年2月14日まで。質保証システム部会は第11期に継続して審議予定。

# 大学分科会質保証システム部会における今後の議論における論点（案） 第4回（2020年9月28日）

## 質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 国が制度として保証すべき「質」の範囲は。
- 現行の質保証システム全体を見渡した上で、高等教育の質保証として、着目しなければならない観点は。
- 学修成果による質保証を実現するためにどのような方策が考えられるか。
- **社会との対話を通じて大学の自主性・自律性に基づく自己改善を促すための質保証システムの在り方**をどう考えるか。
- 実効的かつ効率的な質保証システムを構築するための、事前チェックと事後チェックのバランスや考えられる仕組みはどのようなものか。

## 大学設置基準・設置認可審査の在り方について

- 時代に即した設置基準とするために見直すべき観点は。例えば、施設・校地校舎の在り方や、科目当たり単位数や履修科目数など教育課程の在り方、専任教員の在り方等についてどのように考えるか。その際、設置審査や認証評価、自己評価・内部質保証、情報公表等の**質保証システム全体との整合性**をどのように考えるか。
- 質保証システム全体を見渡した上で、設置認可審査の役割と見るべき観点はどのようなものか。

## 認証評価制度の見直しと大学における内部質保証について

- 「有効に機能している内部質保証」についてどう考えるか。またそれを認証評価において確認するためには、どのような工夫が必要か。
- 内部質保証において学修成果を保証するために考えられる仕組みは。また認証評価においてどのように確認することが可能か。
- 評価結果の内容に応じた受審の弾力化・効率化を含むインセンティブについてどのように考えるか。
- 認証評価において「不適合」となった場合の事後措置について、どのようなことが考えられるか。

- 一般社会からも分かりやすい認証評価とするためにどのような工夫が考えられるか。
- 認証評価機関の質保証をどのように考えるか。

## 情報公開の在り方について

- 大学ポートレートの現状や役割についてどのように考えるか。
- 公表すべき情報の項目や、一覧化についてどのように考えるか。

## 大学等の質保証に資する定員管理の在り方について

- 設置基準や同基準に基づく設置認可審査、認証評価における定員管理のほか、国立大学運営費交付金や私立大学等経常費補助金、設置認可に係る定員管理に関し、今日的な役割・目的についてどのように考えるか。
- 定員管理について、入学定員から収容定員へ、学部単位から大学単位へ、単年度単位から複数年度単位へ見直すことについてどのように考えるか。その際、学部等専門分野別の教員数確保や学生の学修環境確保の観点についてどのように考えるか。

## 質保証を支える人材の育成について

- **大学の質保証を担う職員の育成や位置づけ**についてどのようなことが考えられるか。

## オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴う質保証の在り方について

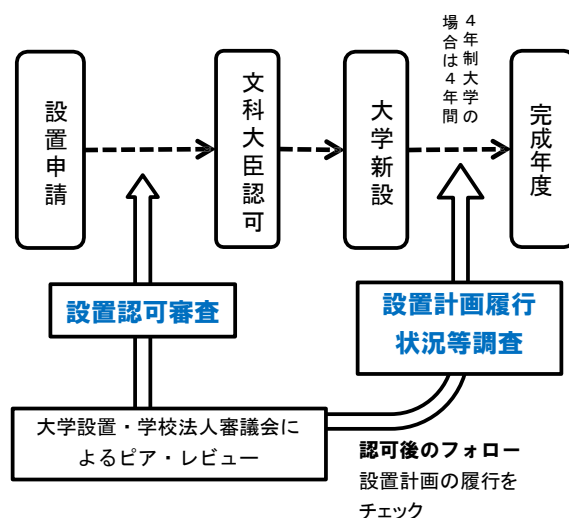
- オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴って見直すべき設置基準上や認証評価上の観点は。

## その他、質保証システムの見直しに資する重要な論点

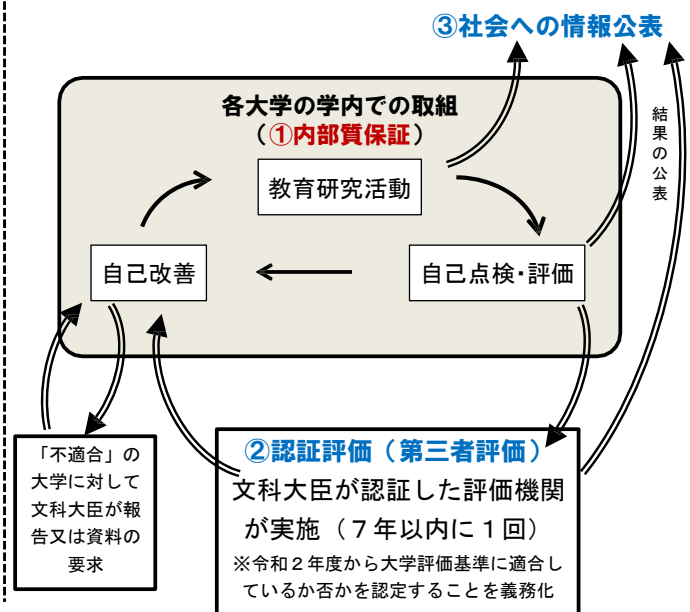
- 学位の分野の名称についてどのように考えるか。

## 我が国の大学の質保証のイメージ図

### 【設置認可審査等による入口における質保証】 （大学の設置申請から完成年度までの質保証）



### 【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



### 大学設置基準

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める（教育研究水準を確保）

## 質保証システム部会における今後の議論の進め方について(案)

(令和2年9月 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会長)

質保証システムは単に大学を評価するものではなく、大学の自主性・自律性に基づく自己改善を促進するためのものであり、大学は、そうした一連の営みを通して社会から理解と支持を得られること、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進めることで教育研究等の更なる充実が可能となることを意識しつつ、いわば「社会に開かれた質保証」の実現を図る観点から、議論を深めていきたい。

## 社会から信頼される認証評価

# 1 本センターの認証評価の理念と特徴



…大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要である。

中央教育審議会（2002）「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（答申）第3章2（2）より

## 社会から見て信頼性の高い評価

### ① 大学の情報公表の徹底

評価受審の前提としての情報公表

### ② 評価の全体像の見える化

簡潔な様式（ポートフォリオ）の採用

### ③ 外部の視点の尊重

学生、自治体、地域関係者の参画

## 関係者にとって妥当性の高い評価

### ① 問題となるポイントの探索

評価経験からのフィードバックを蓄積

### ② 異なる評価制度との連携

評価の連携による言わば「三角測量」

### ③ 大学のマネジメントに貢献

大学の問題意識に即して指摘

説明責任と改善の両立を図ることを目指している

7

## 3つの評価基準と点検ポートフォリオ

- 基準1 大学の法令適合性を10の「評価事項」に渡り評価  
 基準2 教育研究の水準の向上の取組みの状況の評価  
 基準3 特色ある教育研究の進展について評価  
 ○自己点検・評価の状況は「点検評価ポートフォリオ」に記述

## 3つの基準と点検評価ポートフォリオ

### 点検評価ポートフォリオ(基準1)

評価事項(法定10項目)  
 イ 教育研究上の基本となる組織に関する事項  
 ロ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事項  
 ハ 教育課程に関する事項  
 ニ 施設及び設備に関する事項  
 ホ 事務組織に関する事項  
 ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事項  
 ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事項  
 チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事項  
 リ 財務に関する事項  
 ス イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事項

内部質保証活動の状況  
 → 重点的に評価すべき事項以外は、極力簡潔に記載



関係法令のリスト  
 → 大学が内部質保証活動で参照する公表情報のリンクを示す

### 点検評価ポートフォリオ(基準2)

自らの大学の水準についてのモニタリング

アニュアル・レポート  
 → 自らの大学の水準について、経年変化を見える化。



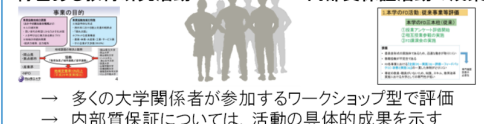
水準比較  
 → 評価機関は、大学間比較データを提供し、IR活動を支援。

### 点検評価ポートフォリオ(基準3)

特色ある教育研究の進展状況の評価

特色ある教育研究活動

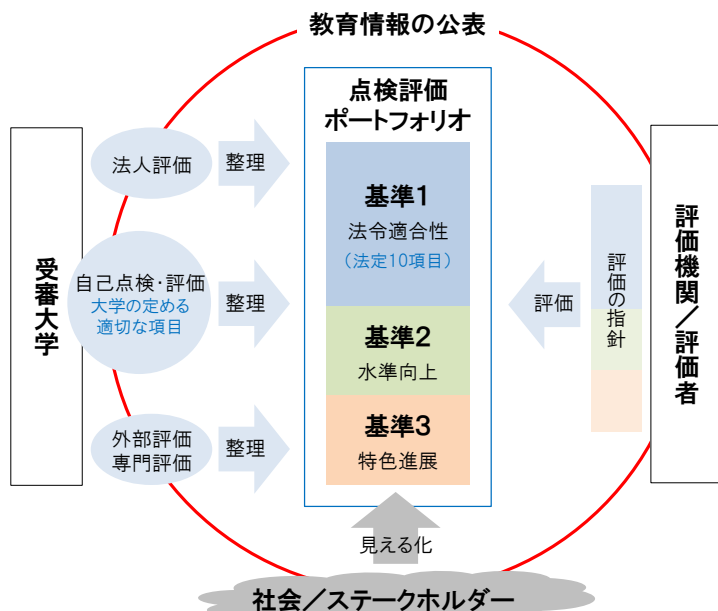
内部質保証活動の成果



→ 多くの大学関係者が参加するワークショップ型で評価  
 → 内部質保証については、活動の具体的成果を示す

8

## 点検評価ポートフォリオの概念図



## 3つの評価基準の評価の観点等

| 評価基準   | 基準1 基盤評価：<br>法令適合性の保証                                                                                                                                                                                                                                  | 基準2 水準評価：<br>教育研究の水準の向上                                                                                             | 基準3 特色評価：<br>特色ある教育研究の進展                                                                                             |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評価の観点  | 法令適合性の観点                                                                                                                                                                                                                                               | 教育研究の水準の向上に資する観点                                                                                                    | 大学が行う特色ある教育研究の内容の進展に資する観点                                                                                            |
| 評価の指針  | 細目省令において、 <b>認証評価を行うものとして定められている事項</b> それぞれについて、法令適合性の観点から評価します。                                                                                                                                                                                       | 大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。                | 大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。                                                    |
| 各基準の評価 | <p>「基準1に関する評価の指針」の各事項に照らして、<b>大学が法令に適合し、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している</b>と確認できた場合、基準を満たすと判断します。その上で、優れた点を明示し、改善を要する点があれば指摘します。</p> <p>ただし、改善を要する点について改善の見通しが明らかでない事項がある場合、または重点評価項目である内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること）についての取組みが不十分な場合、基準を満たさないと判断します。</p> | <p>「基準2に関する評価の指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、<b>教育研究の水準の向上に努めている</b>ことが確認できた場合、基準を満たすと判断します。</p> | <p>「基準3に関する評価の指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、<b>特色ある教育研究の進展に努めている</b>ことが確認できた場合、基準を満たすと判断します。</p> |
| 評価結果   | すべての基準を満たしている場合、大学評価基準を満たしていると判断します。                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                     |                                                                                                                      |

基準2, 基準3による評価は、受審大学と評価機関が協働しながら、その内実を作っていく。

大学設置基準、細目省令が定める規定の趣旨

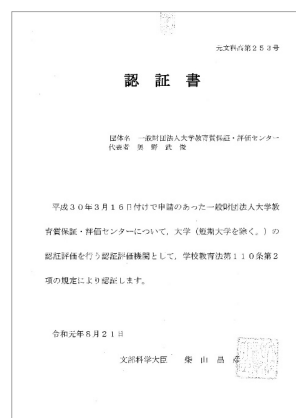
|                        |                |                                                                  |
|------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------|
| 設置基準より低下した状態にならないようにする | 水準の向上を図ることに努める | 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。 |
|------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------|

## 認証までの足取り

1年5か月の審査を経て、**2019年8月21日** 文部科学大臣の認証を得る

### 認証までの活動の経緯

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2010年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機構の認証評価の事業仕分けへの対応</li> <li>○ 総会に認証評価機関幹部を招きテーマ討論</li> </ul>                                                                                                                                                                                           |
| 2012   | <p><b>公立大学の質保証に関する特別委員会を設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>新たな評価機関の発足も念頭に検討開始</b></li> </ul>                                                                                                                                                                               |
| 2013   | <p><b>公立大学政策・評価研究センターに改組</b></p> <p><b>大学評価ワークショップの試行実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3年間をかけて5大学で実施</li> <li>○ 大学支援、研修としての有効性を確認</li> </ul> <p><b>公立大学法人評価に関する調査研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文部科学省の委託調査として実施</li> <li>○ 法人評価の多様な状況を確認</li> </ul>     |
| 2014   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2015   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2016   | <p><b>公立大学改革支援・評価研究センターに改組</b></p> <p><b>大学改革支援の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学評価ワークショップの実施</li> <li>○ 大学運営教職員研修の実施</li> </ul> <p><b>新たな認証評価機関の検討・設立準備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度発足時の理念に立ち戻り検討</li> <li>○ <b>2018.3月認証評価機関の認証申請</b></li> </ul> |
| 2017   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2018   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2019   | <p><b>一般財団法人へ改組・名称変更</b></p> <p><b>認証評価機関として認証</b></p>                                                                                                                                                                                                                                         |



1年5か月の審査を経て、2019年8月21日  
文部科学大臣の認証を得る



シンボルマーク



## 2 認証評価制度の背景と課題

### ■制度整備（新自由主義、総合規制改革会議、市場原理、NPM）

- 1991年 大学設置基準の大綱化・自己点検評価の努力義務化
- 1997年 行政改革会議最終報告（行政機能の減量、効率化）
- 1999年 自己点検評価の義務化、外部評価の努力義務化
- 2003年 設置審の内規等の審査基準を廃止（準則主義化）
- 2004年 認証評価制度の導入  
大学の法人化（国立大学法人法、地方独立行政法人法）

大学院  
重点化

### ■機能充実（大学の多様化、教育の実質化、学生目線・地域目線）

- 2005年 将来像答申（機能別分化）
- 2006年 教育基本法全部改正（社会貢献・教育振興基本計画）
- 2008年 学士課程答申（3つの方針の明確化、学士力）
- 2011年 教育情報公表の義務化
- 2012年 質的転換答申（学修時間の確保）
- 2013年 大学COC事業
- 2020年 教学マネジメント指針（3ポリシー、教学IR、情報公表）

競争的資金政策

### ■メタ改革（改革システムの改革、大学ガバナンス）

- 2014年 「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）
- 2015年 改正学校教育法施行
- 2017年 教職協働・SDの義務化

11

## 大学設置基準の大綱化(1991)

### ■カリキュラム編成に関する自律性の付与

→ 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、（基礎教育科目）の区分の撤廃

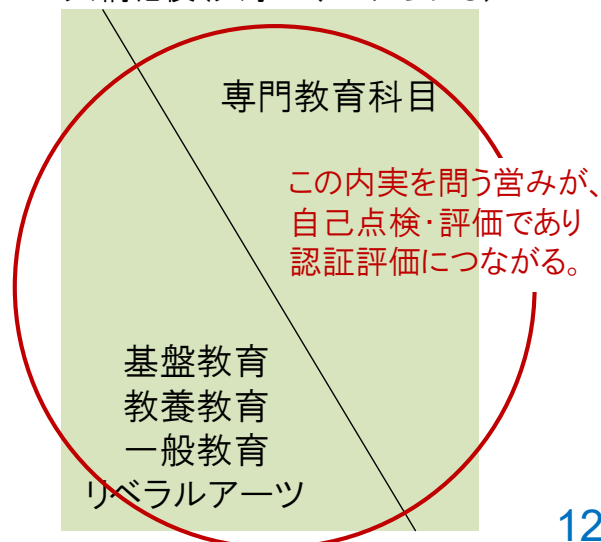
### ■教育研究の質の保証を大学自身に求める

→ 大学による自己点検・評価が努力義務化 → 後の認証評価制度の創設へ

1980年代の国立大学の例

|                   |
|-------------------|
| 学部4年次（専門教育科目）     |
| 卒業研究              |
| 講義                |
| 学部3年次（専門教育科目）     |
| 講義                |
| 実験                |
| 教養部 ※赤字は法令上の必修単位数 |
| 一般教育科目            |
| 自然科学 12 理系+12     |
| 社会科学 12           |
| 人文科学 12           |
| 外国語科目 8 文系+8(二外)  |
| 保健体育科目 4          |

大綱化後（大学にゆだねられる）



12

# 制度としての認証評価

## ■ 制度の概要

大学は7年以内に一度、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価(認証評価)を受ける(学校教育法 第109条第2項)。

- 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
- 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

→ 「社会から示される判別」と  
「自らの改善」という2つの目的がある。

## ■ 認証評価機関(大学機関別認証評価)

大学基準協会 2004年(平成16年)8月31日認証

大学改革支援・学位授与機構 2005年(平成17年)1月14日認証

日本高等教育評価機構 2005年(平成17年)7月12日認証

大学教育質保証・評価センター 2019年(令和1年)8月21日認証

大学・短期大学基準協会 2020年(令和2年)3月30日認証

13

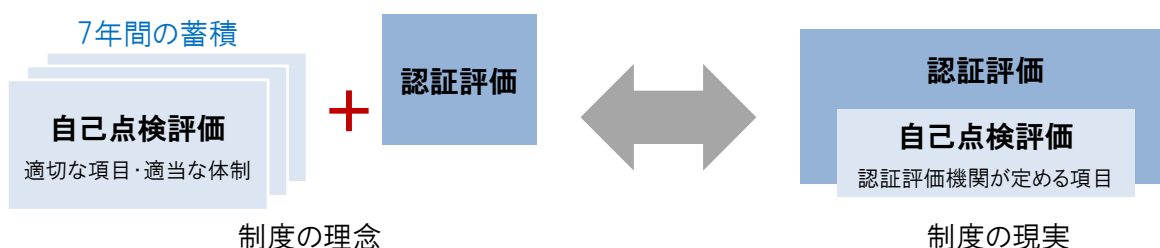
## 学校教育法の定め

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(教育研究等)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けるものとする。(後略)

### 学校教育法施行規則

第166条 大学は、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。



14

### 3 重視される内部質保証活動

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 第1条 第2項 第1号+第2号

「**チ** 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。」  
→ 重点的に認証評価を行う

「内部質保証」とは、大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、**自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況**について**継続的に点検・評価**し、**質の保証**を行うとともに、絶えず**改善・向上**に取り組むことを指す。

大学改革支援・学位授与機構(2017)「教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン」

内部質保証をどのように評価するのか

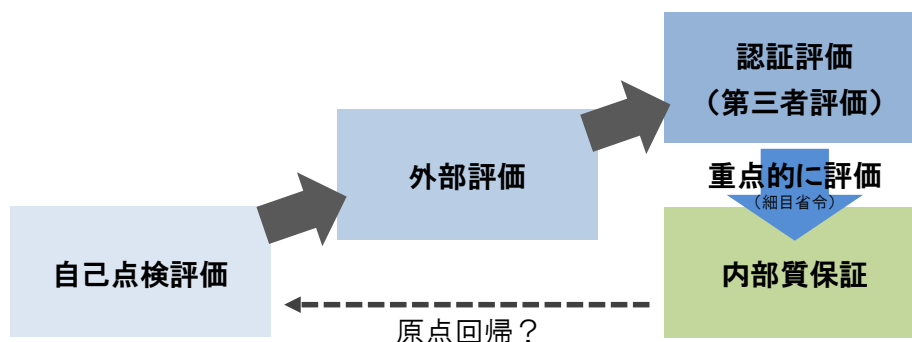
理念・規定・組織を問う？

教育成果が上がっていることを問う？

15

### 評価の客観性と妥当性の両立が難しい

- 評価制度によって大学を完全に把握し、評価することは難しい。
- 認証評価でも、内部質保証を評価項目に加え、しかも重点的に評価することとした。
- これは、制度のさらなる強化という側面と、制度の限界への認識という側面がある。



16



## 教員からの賛同や支持が得られにくい

Newton(2000) → 英国の大学における教員へのインタビュー調査から

- 教員は内部および外部質保証を**コンプライアンスの儀式**とみる。
- アカウンタビリティ重視のアプローチをとることにより、**教育改革に参与している教員の意欲を下げる傾向**がある。
- 学内でも外部監査的なアプローチをとれば、負担感が増すとともに、教員は**自身が信頼できる者とは認められておらず**、管理運営者や学外者により管理されているという感覚をもつ。

出典：林隆之(2018)「内部質保証システムの概念と要素：先行研究のレビューと「教育の内部質保証に関するガイドライン」の定位」17

## 内部質保証が機能するために大切なこと

### ① オーナーシップ

- 教員自らが内部質保証制度の主人公となる(オーナーシップを有する) こと。
- 内部質保証の**実施責任**を大学本部から学部や**プログラム実施者へ委譲**すること。
- 内部質保証やそこでの**質の定義が教員の教育活動と直接的に関係**すること。

### ② リーダーシップ

- 学長だけでなく、内部質保証システムの**全てのレベル**それぞれにおけるリーダーシップが重要。
- リーダーの**態度**、構成員の**モチベーション**、**組織の文脈**の3つが影響する。

### ③ 自己評価能力の向上

- ファカルティが**自己評価の能力やデータ**を有し、かつ、自己評価実施の**目的を明確**にしている場合に、評価結果の活用にも有効に機能する
- 教員が内部質保証の**開発に参与**するとともに、IRのような**情報が教育に活用**されている場合に、良い結果が得られる。

出典：林隆之(2018)18

## 4 何を自己点検評価するのか

認証評価を行うものとして定められている事項

細目省令 第1条 第2項 第1号

- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
  - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
  - ロ 教員組織に関すること。
  - ハ 教育課程に関すること。
  - ニ 施設及び設備に関すること。
  - ホ 事務組織に関すること。
  - ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
  - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
  - チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
  - リ 財務に関すること。
  - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
- 二 前号ちに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること



これらは、基準1で評価する。

一方で、基準2、基準3は、大学の課題意識に基いた自律的、積極的な自己点検を欠いたままでは、適切な評価が難しい。

19

## 教員の問題意識の例

### カリキュラム・オーバーロード

- ◆ 教育に対する社会からの要請が過大になっており、教員は授業で教える内容を消化するので精一杯。
- ◆ 教科書、カリキュラムが、その学術の内容を網羅的に示すだけのものになっているとすれば、学生は、表面的・断片的な知識の修得に終わりがち。

### 組織的取り組みの欠如

- ◆ 教学マネジメントの確立など組織レベルでの取り組みは整備されていく一方で、個々の教員が主体的に行っている日常的な授業改善の拾い上げや高度化への支援にはあまり焦点が当てられておらず、その成果を公表し、同じ課題を持つ教員らと共有することへの努力は、依然として個々の教員に任せられている…。

ブレーション & カッシン(1996) Social psychology 目次

(導入)

1章 社会心理学とは、方法論、倫理をめぐる問題

(第1部 社会的知覚)

2章 社会的自己:自己概念,自尊心,自己呈示

3章 対人知覚:帰属,情報統合,確証バイアス

4章 集団知覚:ステレオタイプ,偏見,性差別

(第2部 社会的相互作用)

5章 対人魅力:報酬,個人特性,相手との一致...

6章 親密な関係:愛関係のタイプ,関係の終焉

7章 援助行動

8章 攻撃:状況的影響,メディアの効果

(第3部 社会的影響)

9章 同調:同調,服従,従属,社会的影響

10章 態度:態度測定,態度と行動の関係,説得

11章 集団過程:社会的促進...協力・コンフリクト

(第4部 応用社会心理学)

12章 法

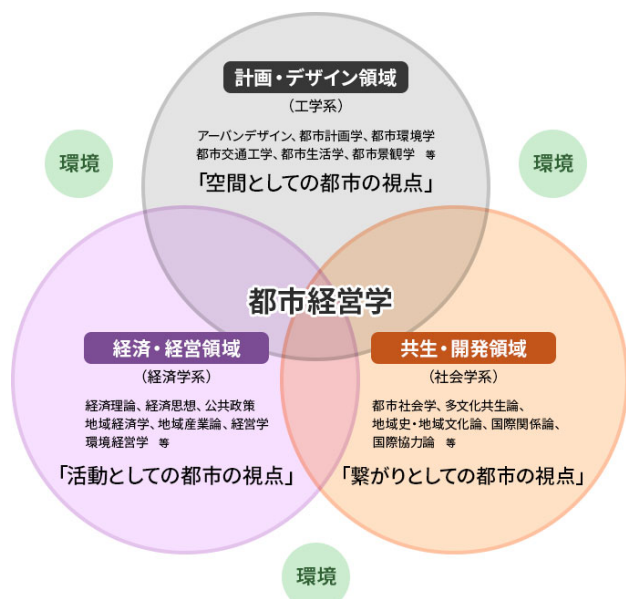
13章 ビジネス

14章 健康

亀田・村田(2010)『複雑さに挑む社会心理学』有斐閣アルマ、p.242

## 福山市立大学 都市経営学部の例(福山市立大学HPより)

(それぞれ自身の大学・学部について考えてください)



都市経営学部の概念図

### 履修の基本的な考え方

都市経営学部都市経営学科では、まず「計画・デザイン」「経済・経営」「共生・開発」の3つの領域の基礎となる理論や視点・考え方を複合的に学び、その上で、自らの関心と興味に従って、3つの領域のいずれかに重点を置きながら、さらに発展的に履修を深めます。

これによって修得した知識や手法を、演習科目や実習科目を通して具体的な課題に適用しながら体系化・構造化し、現代の都市社会の複合的な課題に対処できる資質・能力を育成します。

21

## 都市経営学部のカリキュラム(福山市立大学『大学案内2020』より)

(それぞれ自大学・学部のカリキュラムについて考えてください)

都市経営学部

FACULTY OF URBAN MANAGEMENT

# 2019年度入学生カリキュラム

# Curriculum

カリキュラムは一部変更する場合もあります

専門教育科目

共通教育科目

## 卒業研究

### 展開科目

#### 計画・デザイン領域

土地利用計画  
都市水環境システム  
建築計画  
建築都市計画法規  
住宅政策論  
環境人間工学  
アーバンデザイン演習  
まちづくり計画特講

都市交通政策  
建築の歴史  
都市景観論  
生活環境論  
生活空間学  
GIS演習II  
地域と都市の防災

#### 経済・経営領域

行政学  
金融システム論  
マーケティング論  
経営分析  
生活構造論  
福祉開発論  
環境経営学  
経済思想史  
経営戦略論

地方財政論  
経営管理論  
起業論  
異文化経営論  
地域産業論  
食料・農業経済論

#### 共生・開発領域

市民自治論  
都市情報論  
環境地理学  
異文化コミュニケーション論  
地域文化史  
国際協力論  
国際援助政策  
アラスカ社会論  
中国社会文化論  
イスラーム社会論  
ラテンアメリカ社会論  
都市社会の心理

都市情報論  
異文化コミュニケーション論  
地域産業史  
国際開発論  
英米社会論  
韓国・北朝鮮社会論

### 基幹科目

都市の歴史  
都市基盤施設論  
公共政策論  
都市計画論  
地域経済論  
都市生活学  
都市社会学  
ミクロ経済学  
多文化共生論  
経営学総論  
国際関係論  
マクロ経済学

### 学部基礎科目

都市経営入門  
都市デザイン入門  
社会学入門  
経済学入門  
地球環境入門  
都市経営ゼミ  
GIS演習I

### 人間力科目

【キャリアデザイン(2科目)】  
【体育・健康(5科目)】  
【入門ゼミ(2科目)】

### スキル科目

【英語(1科目)】  
【中国語・フランス語・ポルトガル語(11科目)】  
【コンピュータ・スキル(4科目)】

### 教養科目

【人間と文化(7科目)】  
【社会と経済(10科目)】  
【人間と自然(8科目)】  
【環境と生活(9科目)】

#### 専門演習Ⅱ

海外語学研修  
まちづくり計画実践演習  
企業・行政実習  
都市社会実践演習  
産業創生実践演習  
環境開発実習

#### 専門演習Ⅰ

#### 都市経営ゼミ

#### 大学入門ゼミⅡ

22

## 教員の視点に基づく自己点検

そもそも保健医療福祉領域の専門職が働く現場は個別の学問を「越境」している…。リアルな現場に存在する人々の問題を捉え、各人の幸福な生活・人生の実現に伴走する専門職であるならば、(中略)全体を俯瞰し把握する、あらゆる主体と協働するための「あいだ」を往復する・つなげる思考や方法論を身に付けておく必要があるだろう。

小関ほか(2020)「保健医療福祉系大学における教養教育の問題(1)―教養教育の職業的レリバンス―」『大学教育学会誌』42.2、p.69-72

公共政策学が多様な現代的課題を扱うという意味での学際性や総合性を語る前に、政治学、経済学、法学をはじめとする関連社会諸科学が公共政策研究に対していかなる知的ストックを提供してきたのか再検討すべき。

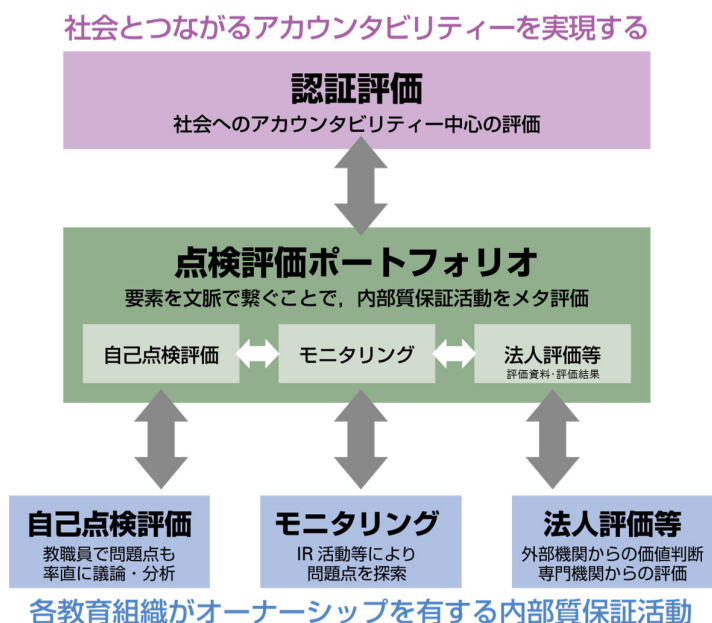
足立幸男(2003)「政策デザインにおける政策学的思考 学としての公共政策学の成立可能性」『公共政策研究』3 より一部改変

23

## 自律的な自己点検と外部評価の両立(ポートフォリオ形式)

外部質保証はアカウントビリティと改善の双方を目的とするが、同時に実現するのは実際には困難。

内部質保証により改善を行い、外部質保証によりアカウントビリティに貢献するというバランスをとるべき。  
European University Association (2006)



### アカウントビリティ

一般に、法人運営における資金の受託者がその活動の履行を社会や利害関係者に対し客観的に説明しなければならない責任又はその準備そのものを指す。  
(高等教育に関する質保証関係用語集)



24